

事例 12 ワークステーションいせ～働きづらさを抱えた人への就労支援～

●主な事業主体、連携主体

生活困窮者自立相談支援機関、就労準備支援等事業者

障がい者計画相談支援事業所、就労継続支援 B 型事業所 等

●現状、課題

令和3(2021)年度に重層的支援体制整備事業を開始、令和4(2022)年度に地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の取組団体として採択され、複雑・複合化した課題を抱えた人や孤独・孤立による働きづらさを抱えた人への支援を行ってきました。

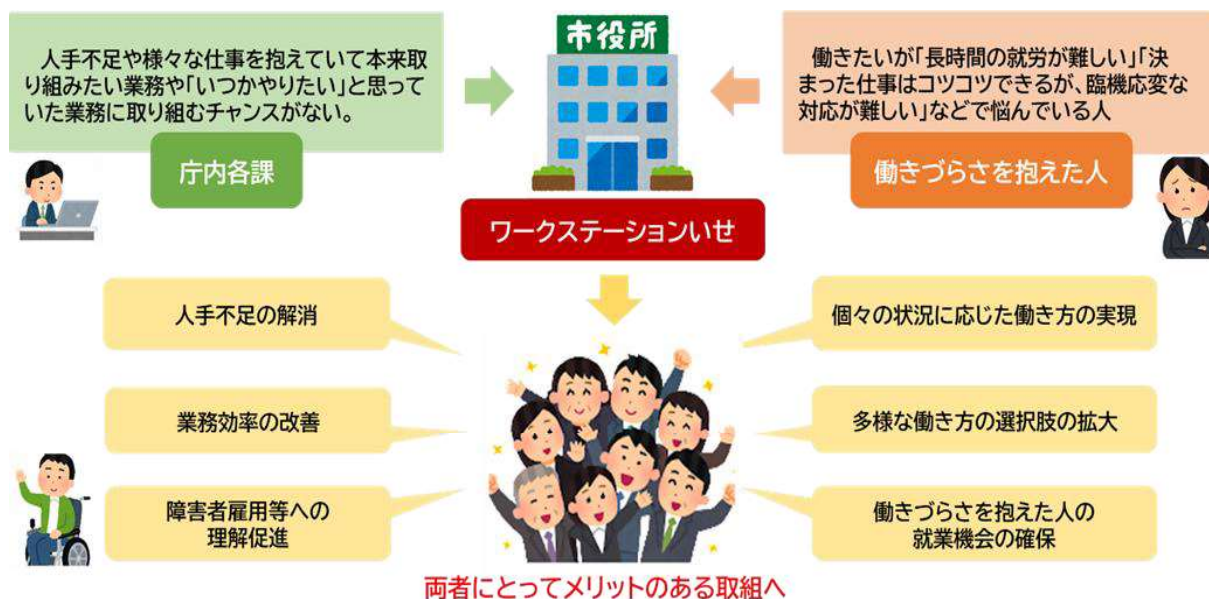
支援の中で、障がいの疑いのある人やひきこもり状態にあった人等、制度の狭間で各種サービスが受けづらい、長時間働くことが難しいという状況がわかったことから、令和4(2022)年度に設置した孤独・孤立対策による伊勢市多分野協働プラットフォームにおいて就労支援の検討を重ね、令和6(2024)年度に「ワークステーションいせ」(市役所における短時間雇用)を開始しました。

●取組概要

働きづらさを抱えた人を市役所の会計年度任用職員として採用し、個々の状況に応じた「勤務日数・勤務時間」で、各課から依頼を受けた「専門性を必要としない業務」を行います。

支援員として、専門職(保健師・社会福祉士等)を配置し、業務面・精神面の両方に配慮しつつ、最終的には、さまざまな業務経験を経て一般企業への就労(一般雇用・障害者雇用・短時間雇用等)をめざしています。

また、短時間雇用の取組みが市内企業に広がるよう周知・啓発するとともに、業務の切り出し支援や就労体験の受入支援を併せて行っています。



●取組におけるポイント

(工夫した点)

障害者雇用率に算定されない障害者手帳を取得していない人や、長時間就労が困難な人(週10時間未満の短時間就労)を対象とし、制度の狭間をカバーすることとしました。

また、就労継続支援 B 型事業所を利用中で、ステップアップを望む人が「ワークステーションいせ」での就労を併用できるよう障がい福祉部局と調整しました。

(苦勞した点)

「ワークステーションいせ」に係る交付金等(短時間雇用した会計年度任用職員の人件費、支援員の人件費、雇用に向けた就労体験の日当、短時間雇用受入企業に対するインセンティブ経費等)がなく、一般財源で実施するための財政部局との調整に苦勞しました。

●今後の展開について

(就労継続支援 B 型事業所利用者)

相談窓口として福祉総合支援センターが直営実施、雇用に向けた就労支援として就労継続支援 B 型事業所(障がい者計画相談支援事業所)で実施します。

(就労継続支援 B 型事業所利用者以外)

相談窓口として生活困窮者自立相談支援事業、雇用に向けた就労支援として就労準備支援等事業で実施します。

(財源措置)

ワークステーションいせに係る経費については、一般財源で実施していますが、令和7(2025)年度からは、内閣府の社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金(個別支援事業)の活用を検討しています。

(他機関との連携)

引き続き、孤独・孤立対策による伊勢市多分野協働プラットフォームを中心に、働きづらさを抱えた人へのさまざまな支援を検討するとともに、重層的支援体制整備事業や生活困窮者自立相談支援事業等との連携を図ります。(両事業ともに福祉総合支援センターが所管)

●本事例に関するお問い合わせ先

伊勢市福祉総合支援センターよりそい 孤独孤立対策係

電話番号:0596-21-5715

メールアドレス:fukushi-sougou@city.ise.lg.jp